

## 新潟市広報戦略アドバイザー設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、戦略的広報の推進に関する専門家の意見聴取を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において戦略的広報とは、社会動静を踏まえ、人口減少への対応や、交流人口の拡大、本市の重要施策の市民理解の拡大などの課題解決に効果を発揮することを目的に行う、本市広報の戦略的な展開に関する一連の取り組みをいう。

### (依頼)

第3条 市長は、前条に掲げる戦略的広報を推進するため、広報広聴戦略、広報マーケティング、パブリシティ、メディア戦略、地域活性化等について専門的知識を有する者のうちから広報戦略アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を依頼する。

### (依頼期間)

第4条 アドバイザーの依頼期間は、就任を承諾する旨の承諾書が提出された日からその属する年度の3月31日までとする。

2 アドバイザーの再任は、これを妨げない。

### (意見の聴取)

第5条 市長はアドバイザーから個別に、又は、会議の開催により意見を聴取する。

2 アドバイザーは、市の要請に基づき、次に掲げる事項につき意見を述べるものとする。

- (1) 戦略的広報の推進に関する事項
- (2) 戦略的広報の基本計画の策定に関する事項
- (3) 戦略的広報の個別の取組みの展開に関する事項
- (4) 戦略的広報の展開に必要と市長が認めるその他の事項

### (会議の開催)

第6条 会議を開催する場合、進行は出席者の互選により選出した座長が行う。

2 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼等)

第7条 アドバイザー謝礼および会議出席等の際の旅費・宿泊費は下表のとおりとする。

項目	内容と金額
謝礼	「新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」第2条 別表第1に定める「非常勤の顧問，参与，専門委員，調査員，嘱託員及びこれらの者に準ずる者」の報償額による。
旅費	旅費早見表による。 ただし，市内在住者およびアドバイザーの指定場所における面談の場合は支給しない。
宿泊料	旅費早見表の基準に基づき，県外在住者に対し，別表2 宿泊料Cランクによる。
旅行雑費	旅費早見表 別表2 旅行雑費Cランクによる。 ただし，県内出張の場合，旅行雑費は支給せず，交通費を実費支給とする。

(庶務)

第8条 本意見聴取に係る庶務は，政策企画部広報課において処理する。

附則

この要領は，平成28年5月24日から施行する。

附則

この要領は，平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は，平成31年4月1日から施行する。